

杉並区子ども読書活動推進計画

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度

令和6（2024）年6月

杉並区教育委員会

目 次

第 1 章 基本方針	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本的考え方	1
3 これまでの取組の成果	2
4 計画の事業項目と重点的取組	8
5 計画の目標と期間	10
第 2 章 子ども読書活動推進の取組	12
家庭・地域等における読書活動の推進	12
学校における読書活動の推進	15
図書館における読書活動の推進	20
読書活動に関する情報の発信	25
読書活動を推進するための体制と 関係機関の協力・連携	26
《参考資料》	27

第1章 基本方針

1 計画改定の趣旨

杉並区では、平成15年(2003年)に「杉並区子ども読書活動推進計画」を策定し、平成18年度、21年度、24年度、27年度、29年度、令和3年度に改定を行いました。主に乳幼児の読書への支援や学校図書館の充実について重点的に取組を進め、図書館、学校を中心とした庁内関係部署との連携のもと、一定の成果をあげてきました。

令和4年度(2022年度)に策定した計画は、同年度からの「杉並区総合計画・杉並区実行計画」及び「杉並区教育ビジョン2022推進計画」を踏まえて策定し、取組を進めてきました。このたび、これらの上位計画の改定が、前倒して実施することとなったため、それに合わせ令和6年度から3年間の計画への改定を行います。

2 計画の基本的考え方

(1) 計画の性格

「杉並区子ども読書活動推進計画」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定した計画です。

0歳から概ね18歳までの子どもを対象とし、読書活動を活発に進めるための施策の方向性や取組を示したものです。

(2) 基本的考え方

読書活動は生涯にわたって大切なものであり、子どもたちが様々なことに好奇心を持ち、探究心を深めて学ぶために必要となる継続的な読書習慣を子どもの時期から養うことが重要です。

乳幼児期のわらべうたや読み聞かせによって、本を読むことを楽しみ、読書習慣を形成するとともに、必要な情報を読み取る力を身に付けることができるよう、発達段階や興味関心に合わせた読書活動を推進していきます。

また、地域・家庭・子育て関連施設・学校・図書館等が連携し、読書活動を子どもの発達段階に合わせて点から線、面へと拡げていきます。そのために必要な読書環境の整備についても、各施設で取り組んでいきます。

なお、本計画での「読書」とは、物語をはじめ知識の本や事典等のあらゆるジャンルの図書や、雑誌、新聞等を読むこと、また紙以外の媒体(電子媒体等)を使って読むこと等を広く含むものとします。

① 子どもの読書機会の提供

家庭、地域、学校において、子どもが本に触れ、読書に親しむ機会を積極的に提供するために、本が子どもの身近にある環境づくりや、様々な読書活動を進めていき

ます。

② 利用しやすい施設づくりの推進

子どもにとって利用しやすい施設とするため、各施設の改修・改築の機会を捉えて施設・設備の工夫に努めます。

③ 地域ぐるみの読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、区立図書館(以下、「図書館」という。)を中心とし、関係行政機関、NPO や地域で活動するボランティア等との連携を図ります。

④ 子どもの読書活動推進のための人材育成

図書館職員や学校司書の専門性の向上を図るとともに、ボランティアとして図書館、学校及び地域で子どもの読書活動に関わる人材を育成します。

⑤ 保護者等への読書活動の理解促進と支援

保育園、児童館、保健センター等の関係機関が連携・協力し、家庭における子どもの読書活動の大切さを保護者や周囲の大人に伝えていきます。

また、出産を控えた家庭や、乳幼児の保護者に対する、子育てに関連する図書資料や乳幼児対象のブックリスト等の情報提供を通して、図書館における子育て支援を図ります。

3 これまでの取組の成果

(1) 改定前の計画事業一覧

令和4年度(2022年度)からの計画では、5分野28事業に取り組みました。

(表1) 計画事業一覧(太字は重点的取組に関連する事業項目)

分野	事業項目
家庭・地域等における読書活動の推進	1 出産を控えた家庭への支援
	2 ブックスタート事業の充実
	3 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実
	4 児童館・ゆう杉並におけるサービスの充実
	5 図書館等による地域の施設への支援の充実
	6 自主的に地域で活動する人々への支援
	7 家庭における読書の支援
学校における読書活動の推進	1 学校図書館の3つの機能*の充実
	2 学校図書館サポートデスクによる支援
	3 学校図書館の環境整備
	4 特別な支援を必要とする子どもへの支援
	5 地域・ボランティアとの連携
	6 広報活動

	7 就学前教育施設から中学校までの読書活動の連携
図書館における読書活動の推進	1 資料の整備・充実
	2 利用しやすい環境づくり
	3 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実
	4 乳幼児への支援の充実
	5 小・中学生を対象とする事業の実施
	6 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進
	7 学校への支援の充実
読書活動に関する情報の発信	1 杉並区子ども読書月間での啓発活動の充実
	2 年代別利用案内の作成・配布
	3 図書館ホームページの活用促進
	4 各施設からの情報発信
読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携	1 子ども読書活動推進懇談会の運営
	2 子ども読書活動推進連絡会の運営
	3 区の関係機関と学校との連携

※3つの機能：読書センター機能、学習センター機能、情報センター機能

(2) 各分野別取組の成果

＜ 家庭・地域等における読書活動の推進 ＞

「出産を控えた家庭への支援」では、図書館と保健センター、子ども・子育てプラザ等との協働事業として、保護者向けパンフレットの作成に向けた準備を行いました。

「ブックスタート事業の充実」「保育園・幼稚園・子供園における支援の充実」では、コロナ禍で中止していたボランティアの参加を再開し、各施設で絵本の貸出や読み聞かせを行いました。

「児童館・ゆう杉並におけるサービスの充実」では、児童館、子ども・子育てプラザでのおはなし会の実施回数が増加し、乳幼児と小学生の交流事業での読み聞かせを行いました。中高校生を対象とした「ゆう杉並」では、高井戸図書館との連携が進み、互いの施設でおすすめの本の展示を行いました。令和4年度からは、中高校生による「ゆう杉並図書ボランティア」による本のブッカーかけやポップ作りに加え、「ブックミーティング」を開き、購入希望の本についての利用者アンケートの実施と選本も行いました。令和5年度には、堀ノ内東児童館の中・高校生委員会が本の読み聞かせや手遊びを実施する等、中高校生による活動が活発になってきました。

「図書館等による地域の施設への支援の充実」では、地域の施設での出張おはなし会や児童館や子ども・子育てプラザの行事への参加等の連携が進みました。令和5年度には、区内保育施設の保育士を対象とした絵本の読み聞かせの研修に図書館職員を派遣しました。また、高井戸図書館と永福図書館では、都立聴覚障害特別支援学校への団体貸出や出張おはなし会も行いました。

「自主的に地域で活動する人々への支援」については、中央図書館において令

和 4 年度に読み聞かせボランティアを対象としたステップアップ講座を行いました。また、令和 5 年度には地域大学の講座として、「図書館子ども読書ボランティア講座」を開催し、修了生が各図書館で読み聞かせ等のボランティア活動を開始しています。

「家庭における読書の支援」では、高井戸図書館で「家読(うちどく)ノート」を希望者に配布するほか、中央図書館をはじめ、各館で児童コーナー内にブックリストや読み聞かせガイドブックを集めた棚を設置し、家庭での読書の支援をしました。

＜ 学校における読書活動の推進 ＞

「学校図書館サポートデスクによる支援」と「学校図書館の環境整備」を通じて、重点的取組の一つである「学校図書館の 3 つの機能の充実」(p.15 参照)の実現に向け、様々な取組を進めました。

済美教育センターの学校図書館サポートデスクによる訪問・助言、定期的な学校司書研修の実施、学校図書館のレイアウト変更や大規模改修への助言等を年間を通じて行いました。

教員向け研修では、「ICT 活用時代の学校図書館における探究学習」や「認知科学から考えるデジタルと紙の活用の差異」をテーマに取り上げ、GIGA スクール下での学校図書館の活用について学びを深めました。

学校図書館の取り扱う資料は、図書だけに限らず、インターネット上のデジタル情報もその範疇にあることから、調べ学習等において、図書資料とともに信頼できる Web サイト等を紹介したパスファインダーを作成し、児童・生徒 1 人 1 台専用タブレット端末に配布する取組の数を増やしました。学校図書館活用実践校事業では、令和 3 年度から児童・生徒用百科事典データベースや新聞記事データベースを学校図書館の資料として活用する授業を積極的に行い、その成果を動画にまとめ、他校へ広めました。今後も、学校図書館を活用する探究的な学習等で、図書とデジタルのベストミックスな活用を研究していきます。他にも、令和 3 年度から各学校の活動をまとめた『学校図書館活用報告書』を発行し、各校に配布しています。

また、松溪中学校が令和 5 年度「子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰」を受賞しました。これは、通年の朝読書活動や読書郵便、区の中学生在が参加する書評座談会への継続参加等の活動が評価されたものです。この他、公益社団法人全国学校図書館協議会主催の、多様な資料・情報や ICT を活用して児童・生徒が思考力・判断力・表現力等を高め、情報活用能力を身に着けることをねらいとした授業実践を対象とする「第 2 回情報活用授業コンクール(2021 年度)」において、松溪中学校が第 1 回目に引き続き優秀賞を受賞、第 3 回(2022 年度)では高井戸東小学校が同じく 2 回目の優秀賞を受賞しました。いずれも学校図書館を活用した調べ学習・探究学習の優れた取組です。

一方、小・中学生の未読者^{*1}の割合(未読者率)は増加し、「本が好き」^{*2}と回答した児童・生徒の割合は低下しています(p.7表 2 及び表 3 の②参照)。小・中学校においては、授業に限らず、全ての学校で様々な読書イベントを行っていますが、児童・生徒が読書に取り組む機会の更なる充実が必要です。重点的取組である「特別な支援

を必要とする子どもへの支援」についても、マルチメディア DAISY の活用はまだ一部の学校に留まっています。関係機関と連携を取りながら、大きな活字の図書やLLブック^{*3}等のバリアフリー資料の収集・活用も含め、これから進めていく課題の一つです。

※1 杉並区教育委員会『杉並区特定の課題に対する調査、意識、実態調査』において、1 か月に 1 冊も本を読んでいないと回答した小学生・中学生の割合。

※2 文部科学省「全国学力・学習状況調査」の質問紙調査による。

※3 ピクトグラム(絵記号)等を併用し、やさしい文章で読みやすく書かれた図書。

＜ 図書館等における読書活動の推進 ＞

「資料の整備・充実」では、子どもたちが「読みたい本」を見つけやすくするため、季節にあったテーマや調べものの手助けになるような本の展示をしています。また、新たに小学校中・高学年を対象としたブックリストの作成について検討しました。

「利用しやすい環境づくり」については、室内の飾りつけで季節感を出したり、サインを見やすいものへと変更したりすることで、居心地が良く本を探しやすい場所となるよう取り組みました。学校の長期休業中には、多目的室等を調べ学習用の部屋として開放するとともに、館内の見学と利用案内、調べ方のガイドを行う図書館ツアーも実施しました。中央図書館では、タブレット端末を使って新聞記事のデータベースを検索する講座を行いました。

「特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実」では、複数の地域図書館で、児童コーナー内に読書バリアフリーのコーナーを設置し、LL ブックや点字の絵本、布の絵本等と一緒に読書バリアフリーのパンフレットや職員手作りの読書補助具(リーディングトラッカー^{*})の配布も行いました。また、英語や多言語の絵本を使ったおはなし会を実施する図書館が増えています。

「乳幼児への支援の充実」については、あかちゃんおはなし会に合わせて、子どもセンター職員による情報発信や保護者からの相談受付を行う「出張子どもセンター」を図書館において実施しました。また、保護者を対象とした子どもの読書についての講座や絵本作家の講演会等により、読書や子どもの本についての理解を深めるための支援を行いました。

「小・中学生を対象とする事業の実施」では、読書相談や調べものの相談をしやすいよう職員がバッジを付けるといった工夫や、調べ方を案内する「パスファインダー」の作成と改訂を行いました。

小・中学生への多様な読書の機会の提供については、本の福袋の貸出や、スタンプラリーによる読書の啓発、謎を解きながら本を探すことで図書館の使い方を学ぶイベント等、各図書館で子どもたちの興味・関心をひくような企画を実施しました。「本の帯アイデア賞」「図書館を使った調べる学習コンクール」も学校との連携により実施し、作品作成や調べ方等の支援を行っています。

「中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進」では、各図書館の YA コーナーで中学生の作成した POP とお薦めの本の展示や、棚の様態替えと配置の変更による魅力あるコーナー作りを行いました。また、中学校との連携により、図書委員会で POP 作成

講座を行ったり、授業での調べ学習の成果物や生徒の手作り絵本を図書館で展示したりする取組も行いました。

「学校への支援の充実」では、各図書館での職場体験学習として、区立だけでなく私立や国立の中学校、特別支援学校中等部の生徒を受け入れるほか、都立特別支援学校の高校生のインターンシップや都立高校の奉仕活動の受け入れも行いました。また、学校司書に対する支援としては、各図書館での調べ学習資料の貸出の他、中央図書館を会場とした学校司書研修の支援も行いました。

※ 読んでいる文章の特定の行だけに焦点を当て読みやすくする道具。

< 読書活動に関する情報の発信 >

「杉並区子ども読書月間での読書活動の充実」では、6月の「杉並区子ども読書月間」に各図書館で人形劇や工作会等の行事を行うとともに、啓発ポスターの標語を募集し、区立小中学校だけでなく私立学校や高校からも応募がありました。

「年代別利用案内の作成・配布」については、小学校 1 年生向けの利用案内を図書館バッグに入れて配布したほか、各図書館で児童向け YA 向けのおたよりを発行し、情報提供をしました。

「図書館ホームページの活用推進」では、「こどもページ」「ヤングアダルトページ」に各図書館の行事案内や中学生の職場体験報告を掲載し、情報提供を行いました。また、冊子で作成している「いま、この本」の Web 版として、職員が中高校生世代の人にお勧めする本の紹介を毎月掲載しました。

「各施設からの情報発信」では、「すぎなみサイエンスフェスタ」の出展団体が作成したブックリストを、図書館や小・中学校にも配布しました。各子どもセンターは、来所した保護者に図書館の乳幼児向け行事の情報提供を行うとともに、「出張子どもセンター」を図書館で行いました。また、生涯学習推進課では、図書館、郷土博物館、体育施設等での夏季の催しを一覧にした「夏休み子ども向け催し情報カレンダー」を作成し、区立小学校の全児童に配布しました。

< 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携 >

「子ども読書活動推進懇談会」「子ども読書活動推進連絡会」を年に各 3 回実施し、公募区民や学識経験者等の意見を伺う機会を設けるとともに、区役所内の子どもの読書に係る部署の間での情報共有や本計画の進捗状況の確認を行いました。

「区の関係機関と学校との連携」では、「地域子育てネットワーク事業」を通じて、地域での子ども読書の推進に関する情報提供や連携事業を実施しました。また、地域図書館では、学校司書や地域のボランティア等、子どもの読書に関わる人々との連絡会を行い、連携を図りました。

(3) 数値にみる取組の進捗状況

本計画では、第 2 次(平成 22 年度)計画から、未読者の割合を目標値として設定しています。平成 28 年度(第 4 次計画)からの推移は表 2 のとおりです。

令和4年度の計画では、6年度の目標値を平成28年度実績の3割減、小学生3.0%、中学生6.3%としていました。しかし、コロナ禍の影響もあり、減少傾向にあった未読者の割合は、再び増加に転じています。

(表2) 未読者の割合の推移 (杉並区)

年度	平成28	平成29	平成30	令和1	令和3	令和4
小学生	4.3%	4.1%	4.6%	5.4%	5.0%	7.4%
中学生	9.1%	10.2%	10.9%	11.2%	10.6%	15.5%

※令和2年度はコロナ禍により、調査未実施。

※令和3年度までは小3～6年、中1～3年の平均値。令和4年度は小6、中3年に限定調査の数値。

表3は、令和2年度から4年度までの取組の進捗状況についての、実績数値の推移です。コロナ禍にあった令和2年度と比べると、図書館の利用は概ね増えています。

なお、巻末の参考資料には、子どもの読書や学校図書館、図書館に関する調査、統計数値を掲載しています。

(表3) 取組の進捗状況

項目名		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
① 学校図書館の1人当たり年間貸出冊数	小学校	49冊	54.1冊	50.5冊
	中学校	12冊	11.2冊	9.4冊
② 「読書が好き」と回答した児童・生徒の割合	小学校	77.8% (令和元年度)	項目不存在	74.6%
	中学校	68.7% (令和元年度)	項目不存在	67.3%
③ 「図書館で調べる学習コンクール」の応募校数	小学校	31校	38校	38校
	中学校	0校	1校	2校
④ 図書館の乳幼児世代(0～6歳)の利用状況	人口1人当たりの貸出冊数	14.7冊	19.2冊	18.5冊
⑤ 図書館の小学生世代(7～12歳)の利用状況		15.4冊	19.4冊	18.0冊
⑥ 図書館の中学生世代(13～15歳)の利用状況		3.8冊	4.6冊	3.9冊
⑦ 図書館の高校生世代(16～18歳)の利用状況		3.0冊	3.3冊	2.6冊

4 計画の事業項目と重点的取組

(1) 計画の事業項目

今般の改定では、「学校における読書活動の推進」分野の「特別な支援を必要とする子どもへの支援」に、「区立特別支援学校の学校図書館の運営支援」を新たに追加しました。これは、令和7年度に区立済美養護学校の中等部が済美教育センター内に移転するにあたり、小学部、中学部の学校図書館を整備することになったためです。

また、「読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携」には、図書館を中心に、社会教育施設や子育て関連施設との協力・連携を強化していくため、新たに「社会教育関係施設や子どもに関わる施設間での協力・連携」を設定しました。

(表4) 計画事業一覧 (事業項目合計 29 項目、太字は重点的取組に関連する事業項目)

分野	事業項目
家庭・地域等における読書活動の推進	1 出産を控えた家庭への支援
	2 ブックスタート事業の充実
	3 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実
	4 児童館・ゆう杉並におけるサービスの充実
	5 図書館等による地域の施設への支援の充実
	6 自主的に地域で活動する人々への支援
	7 家庭における読書の支援
学校における読書活動の推進	1 学校図書館の3つの機能の充実
	2 学校図書館サポートデスクによる支援
	3 学校図書館の環境整備
	4 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援
	5 地域・ボランティアとの連携
	6 広報活動
	7 就学前教育施設から中学校までの読書活動の連携
図書館における読書活動の推進	1 資料の整備・充実
	2 利用しやすい環境づくり
	3 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実
	4 乳幼児への支援の充実
	5 小・中学生を対象とする事業の実施
	6 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進
	7 学校への支援の充実
読書活動に関する情報の発信	1 杉並区子ども読書月間での啓発活動の充実
	2 年代別利用案内の作成・配布
	3 図書館ホームページの活用促進

	4 各施設からの情報発信
読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携	1 子ども読書活動推進懇談会の運営
	2 子ども読書活動推進連絡会の運営
	3 社会教育関係施設や子どもに関わる施設間での協力・連携
	4 区の関係機関と学校との連携

(2) 重点的取組

本計画においては、以下の4つの取組を重点的に進めていきます。

また、上記(表4)のとおり、本計画を構成する29の事業項目の中から、各重点的取組に関連する事業項目を定め、取組推進のために着実に実施していきます。

① 図書館での乳幼児への支援の充実

子どもの読書活動の推進には、乳幼児期での保護者への働きかけが重要となります。ブックスタート事業をきっかけとして、図書館利用へとつないでいき、フォローアップ事業としてのあかちゃんおはなし会や保護者向けの講座を通して、読書の大切さや絵本の楽しさを保護者に伝えていきます。また、図書館で定期的に設定している「あかちゃんタイム」が親子の居場所や交流の場となるよう、取組を進めていきます。

また、乳幼児期の読書を支えるため、子育て関連施設の職員や図書館ボランティアへの読み聞かせ等の研修支援を行います。

(関連する分野及び事業項目)

- ・ 家庭・地域等における読書活動の推進
- ・ 図書館における読書活動の推進「4 乳幼児への支援の充実」

② 学校図書館を活用した読書活動の充実

区立小・中学校では、読書活動や探究学習での学校図書館の活用が進んでいます。読書の楽しさを知り、様々な資料を読み、その質を向上させるために、読書時間の確保や興味・関心を広げるための読書活動、また個人に合わせた読書指導に取り組んでいきます。また、1人1台専用タブレット端末を使った電子情報の活用や読書イベント等も行います。

(関連する分野)

- ・ 学校における読書活動の推進

③ 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進

読書や図書館利用が減っていく世代に向けては、図書館内でYAコーナーや多目的室の開放によるスペースの確保や、学校と連携した読書活動に取り組んでいきます。高校生世代については、図書館の団体貸出や職場体験をきっかけとして、学校との連携に取り組むとともに、ゆう杉並との連携による働きかけを進めていきます。

(関連する分野及び事業項目)

- ・ 図書館における読書活動の推進
- 「6 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進」

- ・ 読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携

④ 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実

読むことや本を手取ることに困難を抱える子どもや、学校や図書館へ来られない子ども、日本語の本を読むことが難しい子どもたちに向けて、読みやすい本や音声資料、点字資料等を揃え、利用しやすい棚や読書スペースの整備を行います。また、読みたい資料を手元に届けるための配送方法についても検討を始めます。

(関連する分野及び事業項目)

- ・ 学校における読書活動の推進
- ・ 図書館における読書活動の推進

「3 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実」

5 計画の目標と期間

(1) 計画の目標

本計画では、「家庭や地域、学校、図書館等が連携し子どもの読書環境を整備するとともに、読書活動を活発にするための取組を進めることで、発達段階に応じた読書習慣を育み、読書が好きな子どもを増やしていくこと」を目標とします。

(2) 計画の指標

上記の目標を達成するため、次の2つの指標を設定し、取組を進めていきます。

① 指標1：小・中学生の未読者の割合


国の「全国学力・学習状況調査」の「児童・生徒質問紙調査」を活用し、小学校6年生、中学校3年生が1日に読書をした時間についての設問*に「全くしない」と回答した割合を「未読者率」として設定し、令和5年度調査の実績の3割減を目標値とします。

＜小・中学生の未読者の割合＞				
令和5年度（2023年度） 実績			令和8年度（2026年度） 目標値	
小学校6年生	17.1%	➡	小学校6年生	12.0%
中学校3年生	31.4%		中学校3年生	22.0%

※国の調査における設問：「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(電子書籍の読書も含みます。教科書や参考書、漫画や雑誌は除きます)」

② 指標 2 : 読書が好きな小学生・中学生の割合

指標 1 と同様の調査において、「読書は好きですか」という問いに対して「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した割合とし、令和 5 年度調査の実績の 2 割増を目標値とします。

＜読書が好きな小・中学生の割合＞				
令和 5 年度 (2023 年度)			令和 8 年度 (2026 年度)	
実績			目標値	
小学校 6 年生	74.4%		小学校 6 年生	89.3%
中学校 3 年生	63.6%		中学校 3 年生	76.3%

また、指標1、指標2以外にも、取組の進捗状況を把握するため、図書館や学校図書館の利用状況、国や都の読書に関する調査により、実績数値を確認します(表3、巻末参考資料参照)。

(3) 計画期間

本計画の期間は、令和 6 年度(2024 年度)から令和 8 年度(2026 年度)までの 3 年間とします。

なお、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 子ども読書活動推進の取組

家庭・地域等における読書活動の推進

家庭や地域では、子どもの成長段階に応じて、子どもが本と親しむ機会を作り出し、読書の素晴らしさや楽しさを体験してもらうことが必要です。

そのため、地域のボランティアと連携・協力して、子どもの読書活動を推進するとともに、保護者へも子どもの読書活動の大切さを伝えていきます。

1 出産を控えた家庭への支援

あかちゃんが生まれる前の時期に、子育て情報と合わせて、絵本や読み聞かせ、読書についての情報を提供します。

○ プレママ・プレパパを対象とした事業の実施

図書館や子育て支援施設等で、あかちゃん向けの絵本の選び方や読み聞かせ等の講座を企画実施していきます。

○ 出産を控えた家庭への情報提供

区公式ホームページの「子育てサイト」、保健センターや子ども・子育てプラザで開催している「母親学級」「パパママ学級」等を活用して情報提供を行います。

2 ブックスタート事業の充実

ブックスタートは、乳児と保護者が心ふれあうひとときを持つきっかけになることを目的に、絵本とブックガイドの入ったブックスタートパックを、お渡しする事業です。

この事業では、すべての保護者にブックスタートパックを手渡すことを目標にしています。今後も保健センターが行う4か月児健診時に、保健センターとボランティア、図書館とが協力して実施します。

3 保育園・幼稚園・子供園における支援の充実

保育園や幼稚園、子供園では、子どもや親子で選んだ本の貸出、子どもの発達段階に応じたブックリストの紹介等により、読書活動を支援します。

各就学前教育施設では、絵本を家庭に貸出する他、保護者や地域の方による読み聞かせ、未就園児の会での読み聞かせ、地域の図書館の絵本を借りて活用する等、様々な絵本に出会い、絵本を身近に感じることができる取組を実施します。

また、保育園 5 歳児クラスの図書館訪問の際には、子どもたち自身が団体貸出用の本を選ぶことを通じて、自ら本を選び本との出会いの機会を提供するとともに、本の取扱いや公共施設を利用する時のマナーについて指導します。また、子どもが本に触れる機会を増やしていくという観点から、保護者に対しても、子どもと一緒に図書館を利用するよう、勧めていきます。

4 児童館・ゆう杉並におけるサービスの充実

児童館のゆうキッズ事業[※]や子ども・子育てプラザで、乳幼児と保護者向けに、手遊び、わらべうた、絵本の読み聞かせを行い、親子で本を楽しむプログラムを実施します。保護者向けにも、児童館からの要望に応じて、乳幼児の絵本の選び方等をお話しする機会を設けていきます。

また、図書館からの団体貸出を利用して児童館内の図書の実数を増やるとともに、ボランティアやNPO 法人と連携し、小学生を対象としたおはなし会を実施し、児童館図書室を活用して友達同士で本を楽しみ、本の楽しさを知る機会を提供します。

ゆう杉並においては、YA コーナーと連携し、中高生の興味のある分野を共有したり、本の貸出を行ったりしていきます。

利用者対象だけではなく、職員向けにも、読み聞かせや配架のコツ等の研修を行い、各職員が現場で乳幼児とその保護者、小学生から中高生に、読書に親しめる機会を提供できるようにしていきます。

※ 杉並区の児童館が行っている乳幼児親子向けの事業の総称。

5 図書館等による地域の施設への支援の充実

○ 保育園・幼稚園・子供園・児童館への支援

図書館では、就学前教育施設(保育園、幼稚園、子供園)に通う子どもや、児童館を利用する子どもが本に接する機会を増やすことを目的に、各施設への児童図書等の団体貸出により読書活動を支援します。また、図書館職員が各施設に出向いて読み聞かせ等を行ったり、施設の行事に参加したりするほか、子どもたちの図書館訪問等を積極的に受け入れていきます。

さらに、区内の就学前教育施設の要請に応じ、職員を対象として図書館職員による絵本や読み聞かせ等をテーマとした研修を行います。

就学前教育支援センターでは、区内の就学前教育施設への大型絵本の貸出、保育者への教材研究研修等により、幼児が本の楽しさを知ることができるよう、就学前教育施設における読書活動支援の充実を図ります。

○ 障害児通所施設等への支援

図書館では、障害児通所施設や特別支援学校と情報交換等を行い、各施設の要望に合わせて団体貸出や出張おはなし会等の支援を行います。

6 自主的に地域で活動する人々への支援

○ 読み聞かせ等ボランティアへの支援

図書館は、読書活動に関するボランティアの養成を行います。また、図書館のブックスタート、あかちゃんタイム、おはなし会等の事業や、児童館、子育て支援施設等で活動の場を提供し、地域で自主的に活動する人々を支援していきます。さらに、ボランティアグループ同士の交流や連携を図っていきます。

○ 「地域・家庭文庫」への支援

区民が、自宅等を利用して、地域の子どもたちに本の楽しさを伝え、読み聞かせや児童書の貸出を行っている「地域・家庭文庫」は、子どもに身近な読書環境を提供する貴重な活動をしています。図書館は、「地域・家庭文庫」が希望する図書を貸与する等、自主性を尊重しながら活動への支援を行います。

7 家庭における読書の支援

各施設では、家庭でも子どもが本に親しむ機会が持てるよう、本の貸出やブックリストの紹介等を行っています。さらに、家族で同じ本を読み、読書を通じて家族のコミュニケーションを深める「家読(うちどく)」の取組を紹介する等、家庭での読書活動を支援します。

学校における読書活動の推進

児童・生徒が読書の楽しさを実感することにより、豊かな心を育み、読書習慣を身に付けることができるよう支援します。また、主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として学校図書館の充実に取り組みます。

1 学校図書館の3つの機能の充実

学校図書館は、児童・生徒の読書活動や読書指導の場である「読書センター」機能と、児童・生徒の学習活動を支援したり、資料を用意することで学習や授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」機能、児童・生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童・生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」機能を有しています。^{※1}

児童・生徒1人1台タブレット端末活用時代を迎え、学校図書館は多様な情報資源を扱う場所へと変わっていく必要があります。授業においても、また児童・生徒自身の興味・関心を深めるためにも、学校図書館を紙とデジタルの情報媒体を併用しながら、調べ学習・探究学習ができる場にしていきます。

また、学習指導要領において「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童・生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。」^{※2}と記述されています。

これらに基づき、学校図書館の3つの機能を生かして各学校の特色に合わせて段階を踏みながら、児童・生徒の学びを充実させていきます。

※1 「学校図書館ガイドライン(1)」(文部科学省通知平成28年(2016年)11月)による。

※2 学習指導要領総則編第1章第3の1(7)(平成29年(2017年)3月告示小中学校)による。

○ 読書活動・読書指導の充実

学校図書館には文学作品の他にも自然科学や社会科学等知識や技能・情報を得るための本、新聞や雑誌、インターネット上の情報等、様々な種類の本やメディアがあります。児童・生徒が、読書の幅を広げ、自分の興味・関心に合った本・情報を見つけることができるように支援や指導を行います。

そのため、味見読書^{※3}、ビブリオバトル^{※4}、読書会や図書館事業と連携した本の帯やPOPの作成等、様々な読書活動の取組を進めます。読書する時間を確保することは何よりも重要であるため、朝読書や読書週間等全校一斉に行う読書活動を推進します。児童・生徒1人1台専用タブレット端末を使った読書活動や図書委員会等が主体となる読書イベント等効果的な取組は、研修等を通じて、他校へ紹介していきます。

読書の質を向上させるために、教員と学校司書が協力して、児童・生徒の発達段階に応じた推薦本を選定したり、授業単元関連の本を紹介したりする取組を進め、

読書記録等による読書指導を行います。読書意欲の低い児童・生徒に対してはその原因を探り、教員や学校司書が1対1の読み聞かせをしたり、個人の興味と結びつく本の紹介をしたりする等、きめ細かい指導を行います。

※3 あらかじめ用意しておいた図書を児童・生徒が1冊につき数分ずつ読み、感想や評価を書いて読みたい本を選ぶ、東京都子ども読書推進計画の実践例にも取り上げられた読書活動。

※4 参加者が本の紹介を行い、どの本を読みたくなったかを基準に来場者の投票で「チャンプ本」(一番読みたくなった本)を決める書評合戦のこと。

○ 探究学習の場としての学校図書館の活用

教育課程や児童・生徒の発達段階、授業単元や学校行事での活用を考えながら、紙資料・デジタル資料ともに、必要な情報資源を揃える等環境整備を図ります。

学校図書館を活用した探究学習や調べ学習を行えるよう、さらに教科等横断的に、学校図書館の活用を行うよう働きかけていきます。

特に小学校では、学習センターとして「図書館を活用する時間」(通称「図書館の時間」)で、計画的に学校図書館が活用されるよう推進します。

○ 情報活用能力の育成

情報資源の特性を知った上で、その特性に応じて必要な情報を探し出す力、多くの情報を収集して質の高い情報を見極め、自分の考えを構築し表現する力を育成することが、情報センターとしての役割です。学校図書館を活用した学習の中で、図書や新聞、パンフレット等の印刷資料とデジタル資料を児童・生徒の発達段階に応じて、使い分けたり併用したりしながら、必要に応じて適切なメディアの資料を選択できる力を育成します。

校内では、情報教育担当と学校図書館担当の連携・協働をすすめ、体系的に情報活用能力の育成を図る計画を作成し、それに基づく授業の取組を推進します。例えば、学校図書館の利用指導や、情報カードの利用、調べ学習・探究的学習、著作権教育等を内容とします。

2 学校図書館サポートデスク^{※5}による支援

学校図書館サポートデスクでは、日常的な学校図書館の運営支援、研修企画・運営、学校図書館活用実践校事業、校内研修への協力等を通じ、学校図書館活用が活性化するように各学校へ働きかけ、個々の学校図書館のレベルアップを図ります。

また、済美教育センター内にある教育図書館では、学校図書館に関する図書や、各校で作成した学校図書館利用指導ワークシート等の資料の収集を行い、必要な時に各校へ提供します。

※5 済美教育センターの学校図書館支援担当のこと。

○ 教員向け研修

学校図書館担当者連絡会では、学校図書館を活用する校内の推進役としてその役割を再確認し、学校図書館の運営に関わる計画類の作成や学校図書館を活用した授業実践等の具体的な内容の研修を行い、専門性の向上を図ります。

その他、管理職研修や初任者研修等の機会を捉えて、学校図書館活用の研修を行います。

○ 学校司書向け研修

学校司書を対象とした研修を継続的に実施し、知識や技術のレベルアップを図ります。また、新規採用者研修や実技を伴う研修、各個人の必要性に応じ受講を選択できる研修を行い、学校司書の専門性を高めます。学校司書一人ひとりからも希望する研修内容を聞き取り、その必要性に応じて取り入れていきます。

○ 学校図書館活用実践校

学校図書館運営委員会を立ち上げ、学校図書館に関する計画類を作成または充実させ、学校図書館において情報活用能力の育成にかかる授業や読書指導に積極的に取り組む学校を、学校図書館活用実践校に指定します。各校の特性に合わせて1年間の実践を積み、その成果を研修での発表等を通じて広く共有します。毎年異なる学校を実践校に指定することで、区立学校全体で学校図書館の3つの機能を充実させていきます。

○ 学校間の情報共有

学校図書館システムを活用して、調べ学習のための資料情報や図書の活用方法等について、学校司書が互いに情報共有を進めていきます。

また、各学校図書館の蔵書の所蔵・貸出状況が検索できるシステムと図書配送システムにより、蔵書の相互利用を継続して行います。

○ 学校訪問

年度当初に各学校を訪問し、管理職と学校図書館の運営状況について情報交換を行います。学校司書に対しては、各種相談に応じて随時、訪問します。学校図書館活用実践校へは、取組内容の確認や授業実践の助言等支援を行います。

3 学校図書館の環境整備

○ 学校図書館の運営体制の確立

学校図書館の運営は、学校図書館の館長としての役割を担う校長のリーダーシップのもと、計画的・組織的に行われることが必要です。館長、司書教諭(学校図書館担当教諭)、情報教育担当教諭、学校司書等をメンバーとする「学校図書館運営委員会」を設置し、学校図書館の運営・蔵書・授業活用・年間行事等を話し合い、学校全体で学校図書館を活用する校内体制を作っていきます。

また、司書教諭(学校図書館担当教諭)を中心として「学校図書館全体計画」「学校図書館運営計画」を更新し、充実させるとともに、教科単元でどのように学校図書館を活用するかを示す「学校図書館年間活用計画」の作成に努めます。

年度末には、司書教諭(学校図書館担当教諭)と学校司書は、自校の学校図書館の評価として、「学校図書館年間活用報告書」や、「学校図書館チェックリスト」により、年間活動を振り返り、次年度の活動へとつなげます。

○ 図書・施設・設備の整備・充実

各校の教育活動や児童・生徒の実態に合わせ、バランスのとれた蔵書構成となるよう蔵書に関する分析を行いながら、質・量ともに学習活動に適した本を計画的に購入したり、適切に廃棄を行ったりして、蔵書の更新を進めるとともに、「学校図書館図書標準」の達成に努めます。

また、本だけでなく、新聞・雑誌・視聴覚資料・Web サイト情報等多様な形態の情報資源も収集し、充実させていきます。

児童・生徒が学校図書館を利用しやすくするための環境づくりや、授業内容や社会情勢に興味・関心を高めるための展示コーナーの設置、わかりやすい配置・表示の工夫等の整備に常時気を配ります。また、学習をする場としての環境を整えるとともに、落ち着いて本に親しむための居場所としての機能にも配慮します。

学校図書館において学習活動を深めるためのインターネット環境の整備は必須であり、各校の活動状況に応じて、プロジェクター、書画カメラ、タブレット端末、大型モニター等の情報機器を活用していきます。学校図書館の改築・新築の際には、学校司書等の現場職員の意見を取り入れて対応していきます。

4 特別な支援を必要とする児童・生徒への支援

○ 環境作り、落ち着いた空間

読書バリアフリー法の施行を踏まえ、障害の有無にかかわらず全ての児童・生徒が読書ができるよう、環境の整備・充実を図ります。学校図書館では、本を手に取りやすくするレイアウトの変更や大きな文字やイラスト表現の分類表示等の工夫を行います。日本語を母語としない児童・生徒等の個別ニーズにも、図書館との連携を図りながら対応していきます。

学校図書館内の一人で落ち着ける場所に席を設けることも支援の一つです。学校全体で情報を共有し、個別の対応時には担任や関係教員と連絡を取り、支援していきます。

○ 積極的な読書活動、授業における学校司書による支援

障害のある児童・生徒が図書資料を利用しやすくなるよう、読書機材を充実させます。マルチメディア DAISY^{※6}を学校図書館で所蔵し、必要な児童・生徒が活用できるように体制を整えていきます。

このほか、リーディングトラッカー、大きな活字の本や LL ブック等のバリアフリーな資料を導入することにより、読書教育を推進していきます。ICT を活用した読書の方法についても情報収集を進めます。

※6 音声と一緒に文字や画像が表示されるデジタル録音図書。

○ 区立特別支援学校の学校図書館の運営支援

令和7年度途中に、中学部の学校図書館が新しく設置されるため、生徒の読書活動が十分に可能となるよう関連部署が協力して設計段階から学校を支援していきます。

す。併せて小学部の学校図書館も機能の充実が図れるよう、学校図書館サポートデスクが支援していきます。

5 地域・ボランティアとの連携

○ 図書館との連携

図書館との連携は、調べ学習用図書の貸借と配送、調べ学習のための図書館への児童の訪問、各校の学校司書と近隣図書館職員との連絡会での情報交換、図書館での生徒の読み聞かせおはなし会の開催や授業で制作した絵本の展示会と多岐にわたっています。今後も、学校と図書館が連絡を密にして、児童・生徒が将来、公共図書館を自身の生涯学習の場として活用できるよう連携を行います。

○ ボランティアとの連携

多くの学校で、学校支援本部や PTA が図書ボランティアとして、学校図書館の支援を行っています。活動内容としては、主に学校図書館の整備や資料整理、児童・生徒への読み聞かせです。各校で、こうしたボランティアとの連携を深め、学校図書館や教育活動への理解を促進していきます。

また、学校図書館サポートデスクは必要に応じて、図書ボランティアの活動相談に応じ、研修等の支援を行います。

6 広報活動

○ 学校図書館だよりや学校ホームページの活用

各学校では、定期的に学校図書館に受け入れた新着本の紹介、学習テーマや学校行事の理解を深める資料の紹介、学校図書館の開館時間や貸出案内、図書委員会活動紹介等を、児童・生徒向けに図書館だよりの形式で発行します。図書館だよりは、紙媒体に留まらず、児童・生徒のタブレット端末への配信にも努めます。

学校によっては、家庭向け、教員向けに学校図書館だよりを発行し、家庭での読書推進や校内の学校図書館活用を促しています。ホームページに学校図書館コーナーを設置する等、情報発信に努めていきます。

7 就学前教育施設から中学校までの読書活動の連携

○ 幼保小、小中連携読書活動

就学前教育施設の幼児と小学校の児童による幼保小連携の交流活動教育の一環として、読書活動に取り組みます。幼児が小学校の学校図書館を訪問し、小学校教員や学校司書による読み聞かせを聞いたり、絵本や図鑑を見たりする体験を通して、小学校入学後の読書活動への興味・関心を高めていきます。また、小学生が就学前教育施設を訪問し、絵本の読み聞かせや紙芝居等をする交流も続きます。

小中連携読書活動としては、中学生による小学生への読み聞かせや、本に関するクイズを作成しての交流活動、中学校図書委員による小学生向けのおすすめ本カードの配布等、読書活動を通じた小・中学校の連携をさらに進めていきます。

図書館における読書活動の推進

図書館は、子どもたちが様々な本との出会いを通して読書の楽しさを感じ、本への興味・関心を高められるよう、児童資料の充実や施設の整備、読書推進事業の実施に取り組めます。

1 資料の整備・充実

○ 質の高い読書のための資料の充実

子どもたちの「読みたい本」と出会う機会を増やせるよう、計画的な収集と買い替えを行い、資料の充実に努めます。長く読み継がれてきた本や想像力が育まれる本、新たな興味・関心が生まれるような本等を揃え、質の高い読書を支えていきます。

○ 年代別ブックリストの作成・配布

子どもの読書興味の発達段階に合わせたおすすめの本を紹介する、年代別のブックリストを作成し、図書館、保健センター、学校で配布するほか、図書館ホームページにも掲載します。

(表 5) 年代別ブックリスト

タイトル	対象	内容	配布場所・配布先
赤ちゃんといっしょに 絵本を	乳幼児	あかちゃんと楽しめる絵本のリスト	4 か月児健診時に保健センターでブックスタートパックと一緒に配布
ねえ、よんで	3 歳から 5 歳	ブックスタートで絵本に触れた子どもに、継続して本に親しんでもらうブックリスト	3 歳児健診時に保健センターで配布
よんでみよう 1 年生	小学校 1 年生	読んでもらう楽しさと、自分で読む楽しさを味わうブックリスト	区内小学校に図書館バッグと一緒に配布
未定	小学校 2 ～ 4 年生	自分で読める本の種類を段階的に増やすことができるよう、読みやすさごとに分けたブックリスト	区内小学校や子育て関連施設へ配布
未定	小学校 5 ～ 6 年生	一人ひとりの興味や探求心を深めることができるよう、分野ごとに紹介するブックリスト	区内小学校や子育て関連施設へ配布

いま、この本	中学生・高校生 世代	図書館の職員が読んだ本 の中から選んだ、ブック リスト	区内中学校、高校へ配 布
--------	---------------	-----------------------------------	-----------------

2 利用しやすい環境づくり

○ 親しみやすい環境づくり、快適な読書空間

各図書館の児童コーナーや、階段、通路の壁面に、季節や行事に合わせた飾りつけをしたり、本の展示をしたりすることで、楽しく居心地のいい読書環境を作ります。

また、本の並べ方や棚の見出しを工夫することで子どもが自分の力で読みたい本を探しやすくなるような棚づくりを進めます。

○ 多目的室の開放による調べ学習の支援

学校の夏休み等の長期休業期間に合わせて各図書館の多目的室等を開放し、自主的な学習を支援します。

○ 図書館利用ガイダンス、見学ツアーの実施

図書館の利用方法、施設案内、蔵書検索システムの使い方等を説明する図書館ガイダンスや、館内見学ツアーを実施し、図書館に対する興味や理解を深め、利用の啓発を行います。

3 特別な配慮を必要とする子どもの読書環境の整備・充実

読書バリアフリー法に基づき、個々のニーズに合わせたサービスを調査研究し、誰もが読書を楽しめるような資料の収集や施設・設備の整備を進めます。

○ 子どもの多様性を重視した幅広い資料の収集

日本語が母語ではない子どもや帰国児童等の日本語が読めない子どもが、日本語と母語に親しめるよう、多言語の図書や読みやすい日本語の図書を収集します。

また、大活字本、LLブック、点字図書、布の絵本、マルチメディア DAISY 等の資料を収集し、通常の図書をそのまま読むことができない子どもが自らに適した本に出会えるように支援します。さらに、身体の障害や入院等により図書館へ来館することが困難な子どもが自分で本を選んで借りられるよう、図書館が地域に出向いていくことや電子書籍等、時代に即した様々なサービスの提供の可能性や方策について検討を始めます。

○ ユニバーサルデザインを取り入れたサイン等の整備

館内のサインにピクトグラムや、やさしい日本語等を用い、子どもにもわかりやすい書架案内や館内案内を作成します。

4 乳幼児への支援の充実

○ ブックスタートフォローアップ事業の充実

乳幼児への絵本の読み聞かせは、乳幼児と保護者との楽しいふれあいの時間であり、乳幼児の心の成長を促します。あかちゃんタイム、あかちゃんおはなし会等をブックスタートのフォローアップ事業に据えて、一貫した支援の充実を図っていきます。

○ 保護者向け講座等の実施

絵本の選び方や読み聞かせに関する講座、子どもの読書に関する講演会等を実施し、家庭での読書の大切さを保護者に伝えます。

また、図書館を利用したことがない保護者にも来館の機会となるような取組として、保健所・保健センター内に設置された子どもセンターの職員が、図書館の「あかちゃんタイム」等の行事に合わせ、子育て関連情報の提供を行う「出張子どもセンター」を実施する等、子どもに関わる施設との連携を進めたり、託児サービスや休日開催等の参加しやすい配慮を行ったりした上で講演会や講座を実施します。

○ 子どもと保護者が一緒に楽しむ事業の実施

就学前の子どもにとっては、保護者と一緒に本を通して様々な体験をすることが大切です。子どもと保護者が一緒に参加できる工作会やおはなし会、家庭でも楽しめる手遊びやわらべうたの会等の行事を実施します。

5 小・中学生を対象とする事業の実施

○ 読書相談、レファレンスサービスの充実

読みたい本を探している子どもの読書相談に応えるとともに、自分で本を探すための支援として、本の紹介を書いたカード(POP)を使った展示やブックリストの作成等を行います。

調べものをしている子どもに調べ方や資料を紹介するレファレンスサービスを行うとともに、自分の力で考え、調べを進めるための資料としてパスファインダー^{*}を作成します。パスファインダーは、見直しや更新を随時行い、館内での配布や図書館ホームページへの掲載を行います。

また、子どもが相談しやすくなるよう、図書館員からの声かけや相談の目印になるバッジをつけるといった取組を進めていきます。

^{*}あるテーマについて調べるときの手順や参考資料、ウェブサイト等を紹介した「道しるべ」となるガイド。

○ 多様な読書の機会の提供

小・中学生向けの講座、講演会やワークショップを実施することで、多様な読書の機会を提供し、読書の幅を広げるよう支援するとともに、スタンプラリー等のイベントにより読書習慣が身につくよう、動機付けを行っていきます。また、「本の帯アイデア賞」

等、子どもたちが読書に親しむきっかけとなるような事業を企画します。

○ 調べ学習の支援

図書館ホームページに「調べかた教室」を掲載するとともに、調べ学習の基本を教える「調べ方講座」の開催や相談窓口を設置する等により、子どもの調べる力や考えをまとめる力を育む手助けをします。

また、自分が興味をもったことがらについて、本を使って調べる楽しさを知るきっかけとなるよう、学校と連携しながら「図書館を使った調べる学習コンクール」のPRや応募の支援を行います。

6 中学生・高校生世代に向けた読書活動の推進

勉強や部活動等で多忙な毎日を送る中学生・高校生世代に、自由な学習や読書の空間を提供するとともに、読書の楽しさを味わう機会を作ります。

○ YA コーナーの充実

各図書館の YA コーナーに中学生・高校生世代に向けた様々な資料を集め、読書へのきっかけづくりを行います。

また、多目的室等を中学生・高校生世代に開放する時間帯を設け、図書館資料を活用した自由な学習や読書のための居場所としての活用を図ります。

さらに、YA コーナーやサービスについての意見・要望を、職場体験学習や利用者満足度調査等の機会により収集し、図書館の改修・改築時の参考としたり、事業の企画に反映したりしていきます。

○ 学校司書との連携による事業の実施

各図書館と地域の中学校の学校司書との連携により、図書館で行う YA 向け事業の企画、運営、広報等での協力体制を作ります。また、高校生が利用しやすい図書館サービスに向けて区内高校の学校司書との連携が図れるような取組を進めていきます。

○ ICT を活用した調べ学習の支援

中学生・高校生世代に対し、図書館で提供している新聞記事検索等の外部データベースの利用方法を効果的にPRすることにより活用促進を図ります。また、データベース活用講座だけでなく、インターネット上の情報を正しく読み取り、必要な情報を手に入れることができるよう、デジタル機器の使い方や情報モラル等に関する講座を行います。

7 学校への支援の充実

○ 図書館ホームページの利用ガイダンスの実施

児童・生徒が使用しているタブレット端末から図書館ホームページを利用して、本を検索したり、パスファインダー、ブックリストを閲覧したりする方法について、区内

小・中学校で図書館員によるガイダンスを実施し、来館利用へつなげていきます。

○ **中学校等への出張講座の実施**

中学校へ図書館員が出向き、図書委員等に向けて本の紹介文(POP)や図書館だよりの作成等の講座を実施し、読書との親しみ方や楽しみ方を広げる取組を実施します。

○ **外国語図書や読みやすい本等の貸出**

学校からの依頼により、中央図書館で所蔵している外国語図書や大活字本等の団体貸出を行います。

○ **職場体験等の受け入れ**

学校からの要請に応じ、小・中学校の児童・生徒の図書館訪問や職場体験の実習を積極的に受け入れます。図書館の仕事や役割を理解し、読書への興味関心が広がるよう、館内の見学を行うだけでなく、実習では本の展示、おすすめ本の紹介、おはなし会での読み聞かせ等、プログラムを工夫して実施します。

○ **学校司書への支援の充実**

学校図書館サポートデスクとの連携により、学校司書研修への協力を行います。また、各図書館を利用する学校司書への資料貸出を中心とした支援を行います。

○ **区内高校との連携**

区内にある高校に対し、団体貸出やボランティア体験、図書館見学の受入れ等のニーズについて調査し、連携を進めていきます。これにより、高校生の読書活動の支援や図書館利用の促進につなげていきます。

読書活動に関する情報の発信

子ども向けの行事を含め、様々な読書活動に関する情報をわかりやすく整理し、様々な媒体や機会を通して発信していきます。

1 杉並区子ども読書月間での啓発活動の充実

毎年6月に図書館が設定している「杉並区子ども読書月間」では、行事を通して読書の啓発を行います。また、啓発ポスターに掲載する標語を募集し、子ども自身が読書の楽しさ、大切さについて考える機会とします。

2 年代別利用案内の作成・配布

就学前(保護者)、小学生、中学生以上の各年代の子どもに対して、図書館の使い方や各種サービス、施設や行事を案内するリーフレットを作成し、配布します。

3 図書館ホームページの活用促進

小学生と就学前の子どもを対象とした「こどもページ」、中学生・高校生世代向けの「ヤングアダルトページ」の内容を充実するとともに、閲覧してもらうためのPRを積極的に行います。

また、イベントについては、開催のお知らせだけでなく、実施後の報告も掲載すること等を通じて、図書館活動がより伝わるような情報発信を行います。

○「こどもページ」の充実

図書館員が選んだ本を紹介する「ほんのとくしゅう」では、毎月様々なテーマについての本を紹介することで、読書への興味が高める工夫をしています。また、調べ学習のガイドとなる「調べかた教室」では、図書館での本の探し方や資料の使い方について掲載し、調べ学習を支援します。

保護者を対象にしたコーナーでは、家庭での読書に参考となるブックリストや事業等の情報発信を充実します。

○「ヤングアダルトページ」の充実

中学生・高校生世代を対象とした「ヤングアダルトページ」では、本の紹介や職場体験実習の感想や記録、各館のYAコーナー紹介等を掲載します。また、様々なテーマを取り上げたパスファインダーで、資料の探し方や調べ方を発信します。

4 各施設からの情報発信

小・中学校や保育園、子供園、児童館等の子育て関連施設から積極的な情報発信を行います。

読書活動を推進するための体制と関係機関の協力・連携

図書館を中心として、学校、社会教育施設、子育て関連施設等と協力連携を図り、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めていきます。

1 子ども読書活動推進懇談会の運営

公募の区民や学識経験者等で構成される「子ども読書活動推進懇談会」は、子どもの読書活動に関する施策や事業について、意見・助言をいただくことを目的として設置しています。

今後も、懇談会での様々な意見を計画推進に反映させるとともに、子ども読書活動を推進する方々の交流の場となるよう努めていきます。

2 子ども読書活動推進連絡会の運営

本計画に関わる、学校教育、社会教育、子育て関係等の関係部署による連絡会を定期的に行い、計画の進捗状況を管理するとともに、情報交換により相互の連携、協力を深めていきます。

3 社会教育関係施設や子どもに関わる施設間での協力・連携

図書館と郷土博物館等の社会教育関係施設が、イベントや講座、展示等で図書館や読書活動のPRを行うなどの協力・連携をするだけでなく、子育て関連施設においても同様に事業内容や地域にあった子どもの読書活動推進をするため、連携した取組を行います。

また、子どもの読書活動の推進に関わる施設職員や区民ボランティアの学び合いを支援します。

4 区の関係機関と学校との連携

○ 地域ごとのネットワークによる読書活動の支援

「地域子育てネットワーク事業」*を通じて、学校や図書館、子育て関連施設、地域団体が、子どもの読書活動の啓発や支援を進めていきます。

※ 各小学校区域で地域や学校関係者、子育て支援団体等との連絡会議の開催や、地域の伝統行事、健全育成事業の共催等を実施している。

○ 地域図書館を拠点とする学校図書館支援体制の確立

各図書館では、その地域にある学校の教員や学校司書、子育て関連施設の職員、地域で活動するボランティア等の連携を深めるため、連絡会や情報交換会を開催し、子どもの読書活動に関する情報共有に努めます。

参考資料

(調査・統計資料等)

1	区の子童・生徒の読書の現状(読書冊数及び未読者の割合等)	28
	(1) 令和5年度文部科学省「全国学力・学習状況調査」	
	(2) 令和4年度東京都「区市町村における子供読書活動推進に関する調査」	
	(3) 全国小・中・高等学校の子童・生徒の状況	
2	区立学校図書館の現状	34
	(1) 蔵書冊数	
	(2) 学校図書館での子童・生徒の一人当たり平均年間貸出冊数	
	(3) 図書や資料を活用した授業数と学校司書が支援した授業の回数	
3	区立図書館の現状	35
	(1) 区立図書館の子童蔵書冊数の推移	
	(2) 区立図書館の子童等への貸出状況	
	(3) 図書館行事活動の状況	
	(4) コンクール事業応募状況	
	(5) 地域・家庭文庫の利用状況	
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	38
5	文字・活字文化振興法	40
6	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	43
7	杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱	47

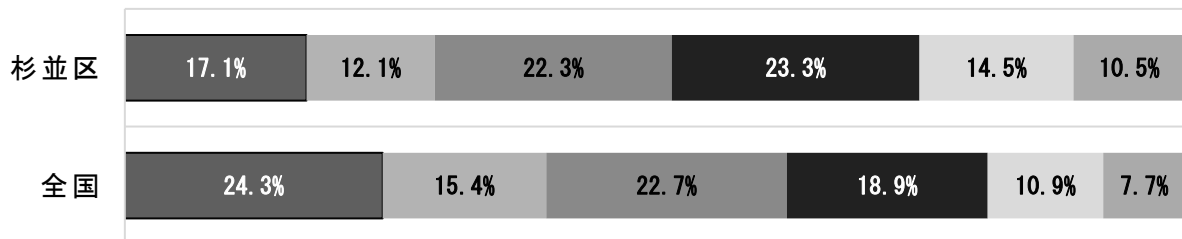
1 区の児童・生徒の読書の現状(読書冊数及び未読者の割合等)

(1) 令和5年度 文部科学省「全国学力・学習状況調査」(児童・生徒質問紙調査)

① 学校の授業時間以外、1日当たり(月曜日から金曜日)の読書時間(%)

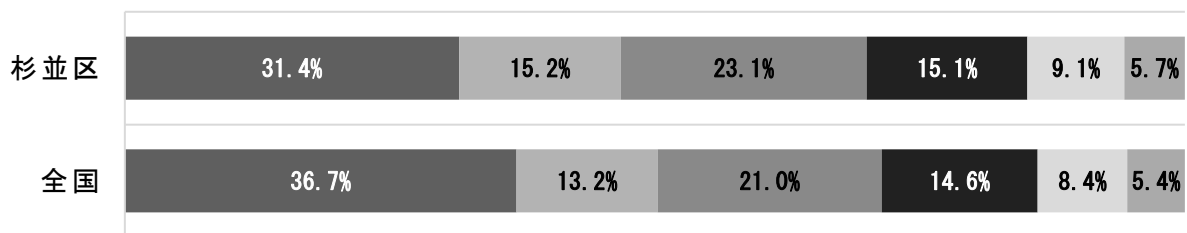
※電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く。

小学年6年生



■ 全くない ■ 10分未満 ■ 30分未満 ■ 1時間未満 ■ 2時間未満 ■ 2時間以上

中学3年生



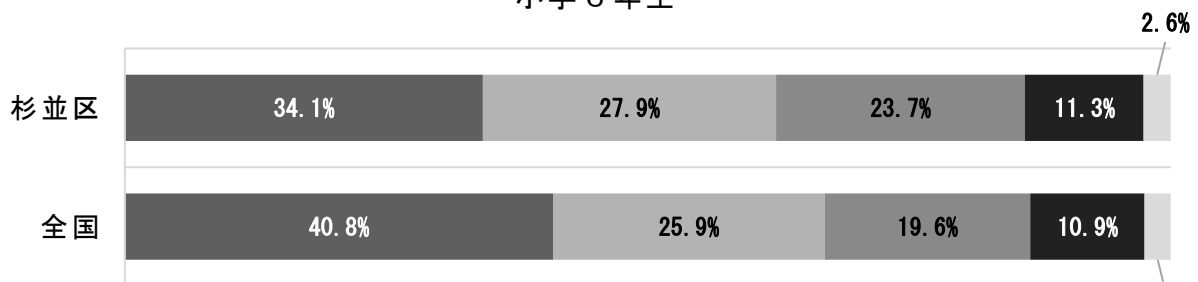
■ 全くない ■ 10分未満 ■ 30分未満 ■ 1時間未満 ■ 2時間未満 ■ 2時間以上

② 昼休みや放課後、学校が休みの日に、本を読んだり、借りたりするために、学校図書館や地域の図書館に行く頻度(%)

※教科書や参考書、漫画や雑誌は除く。

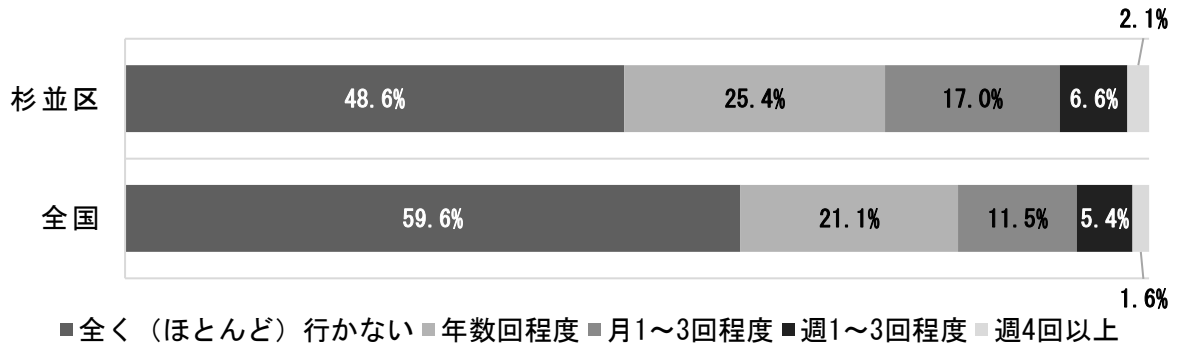
※電子図書館を含む。

小学6年生



■ 全く(ほとんど)行かない ■ 年数回程度 ■ 月1~3回程度 ■ 週1~3回程度 ■ 週4回以上

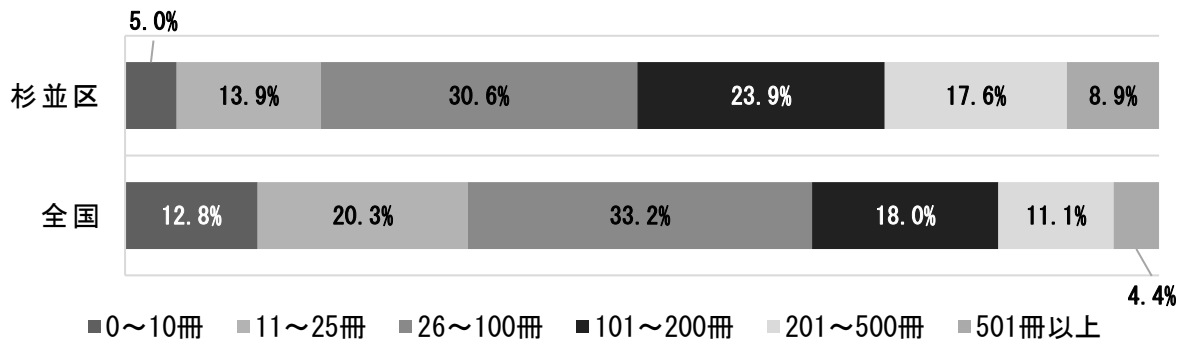
中学3年生



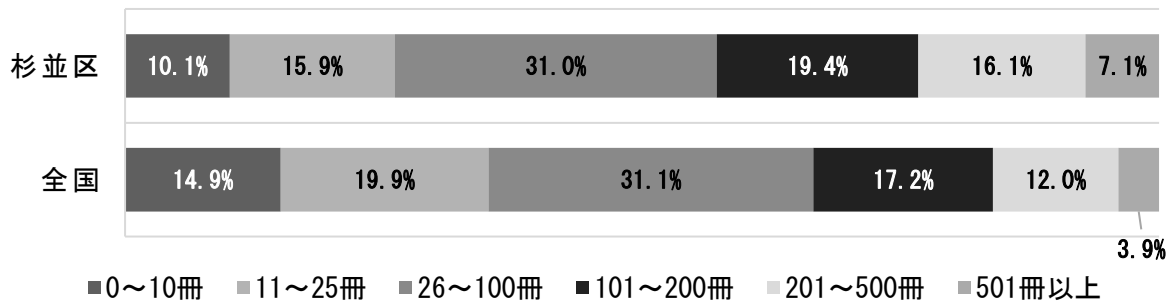
③ 家にある本の冊数（%）

※雑誌、新聞、教科書は除く。

小学校6年生

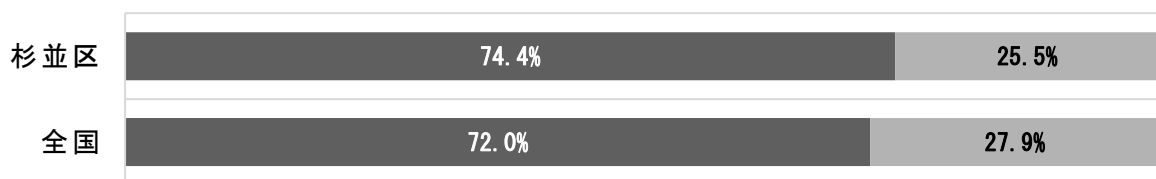


中学3年生



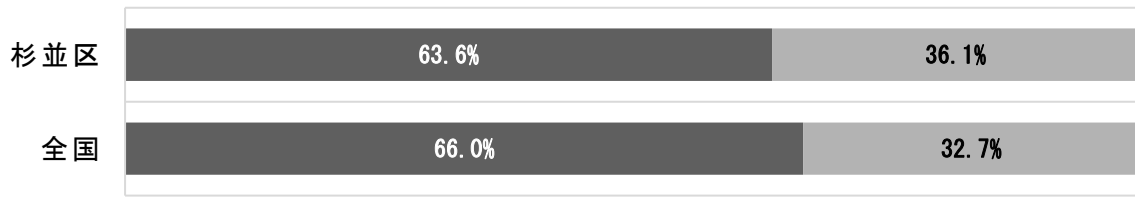
④ 読書が好き（%）

小学6年生



- 当てはまる・どちらかといえば当てはまる
- 当てはまらない・どちらかといえば当てはまらない

中学3年生



- 当てはまる・どちらかといえば当てはまる
- 当てはまらない・どちらかといえば当てはまらない

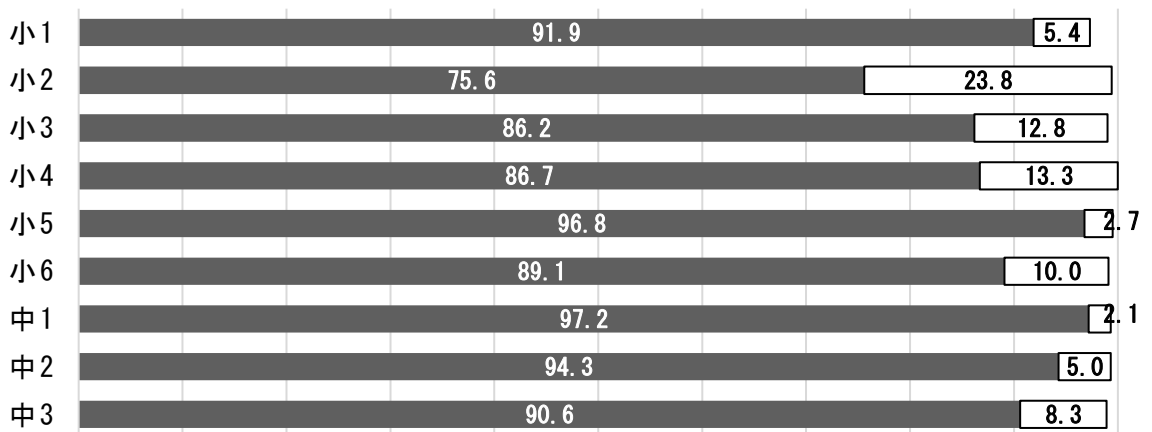
(2) 令和4年度 東京都「区市町村における子供読書活動推進に関する調査」
(児童及び生徒の読書の状況に関する調査)

※対象：都内区市町村立小・中学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校に在籍する児童・生徒を対象とした抽出調査（前年度の学校基本統計の児童数・生徒数の5%にあたる人数）

① この1か月間に本、新聞、雑誌、補助教材、学習参考書、図鑑や辞典、その他資料を読んだか(%)

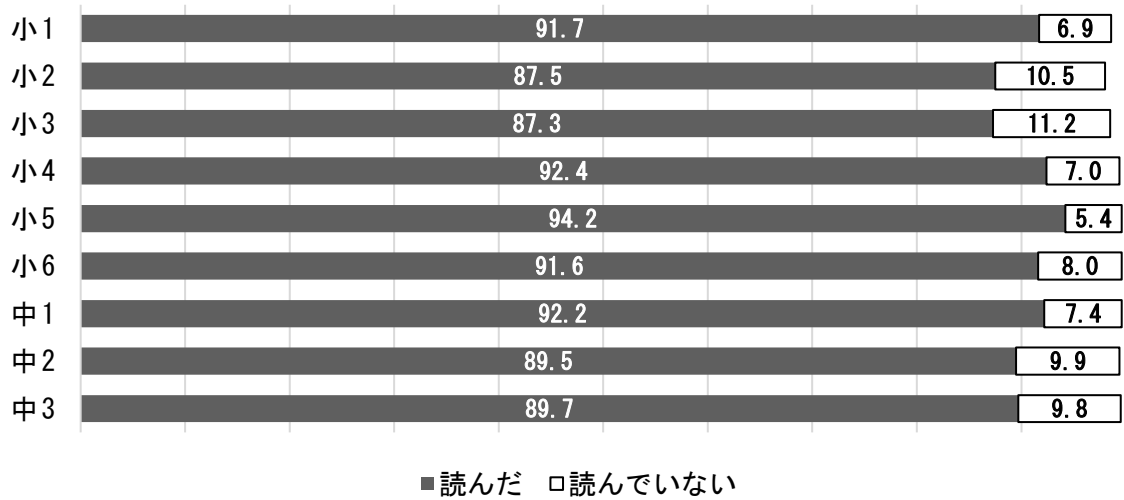
※インターネットを含み、メールやラインは含まない。

杉並区



- 読んだ
- 読んでいない

東京都

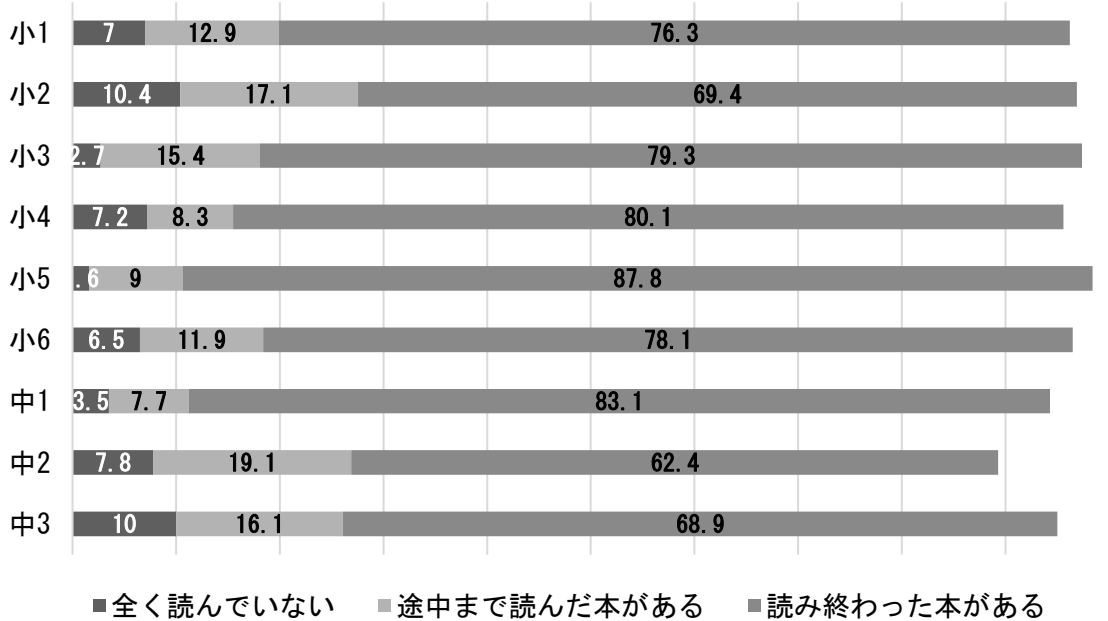


② この1か月間に本を読んだか(%)

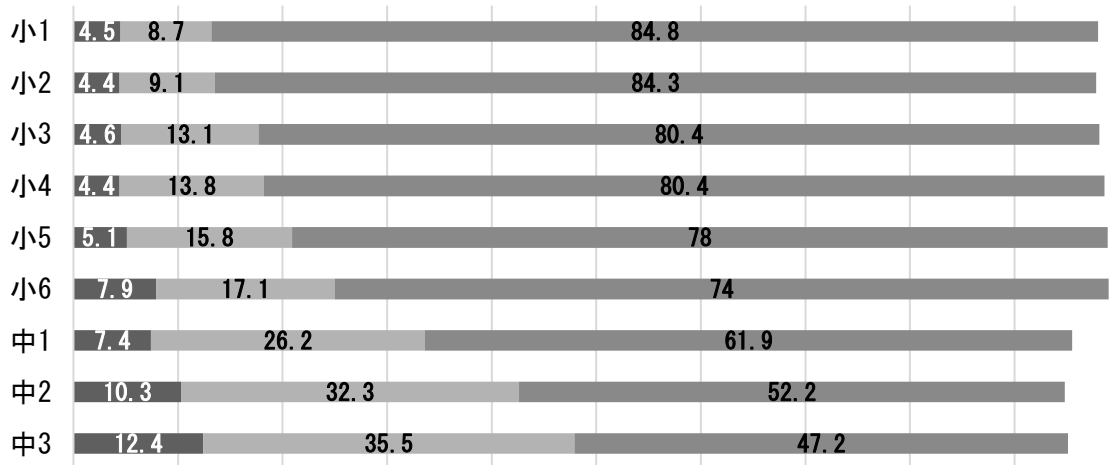
※電子書籍も含む。

※授業の中で読んだ本は含まない。

杉並区



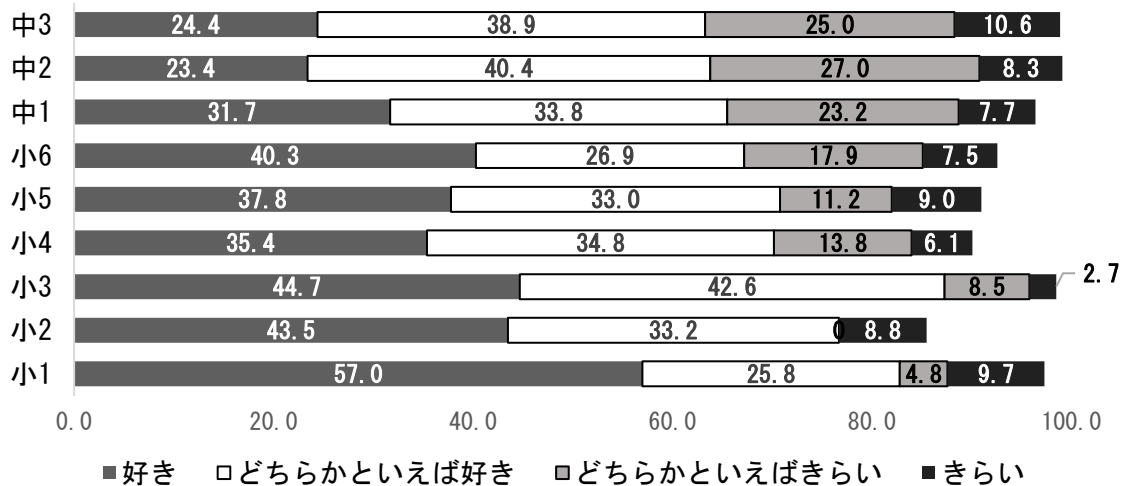
東京都



■ 全く読んでいない ■ 途中まで読んだ本がある ■ 読み終わった本がある

③ 本を読むことが好きな人の割合 (%)

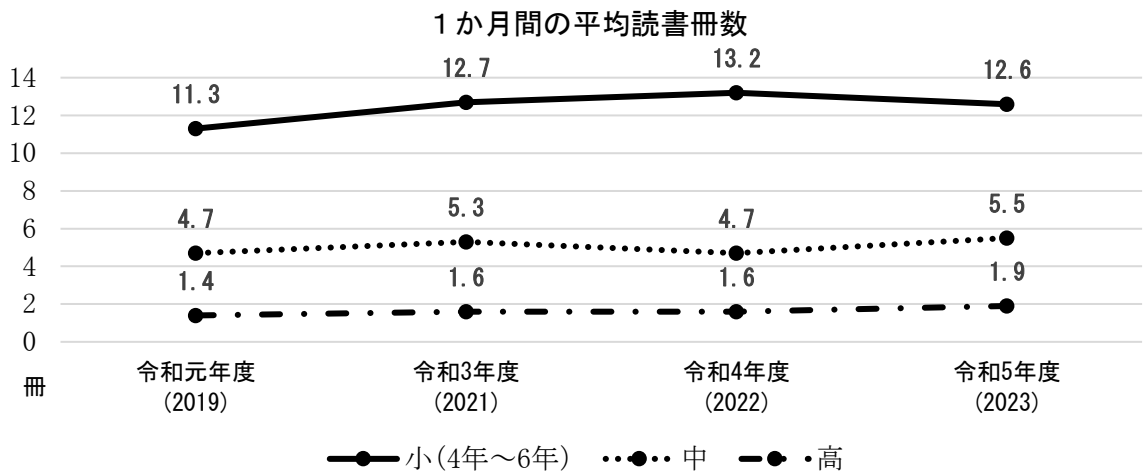
杉並区



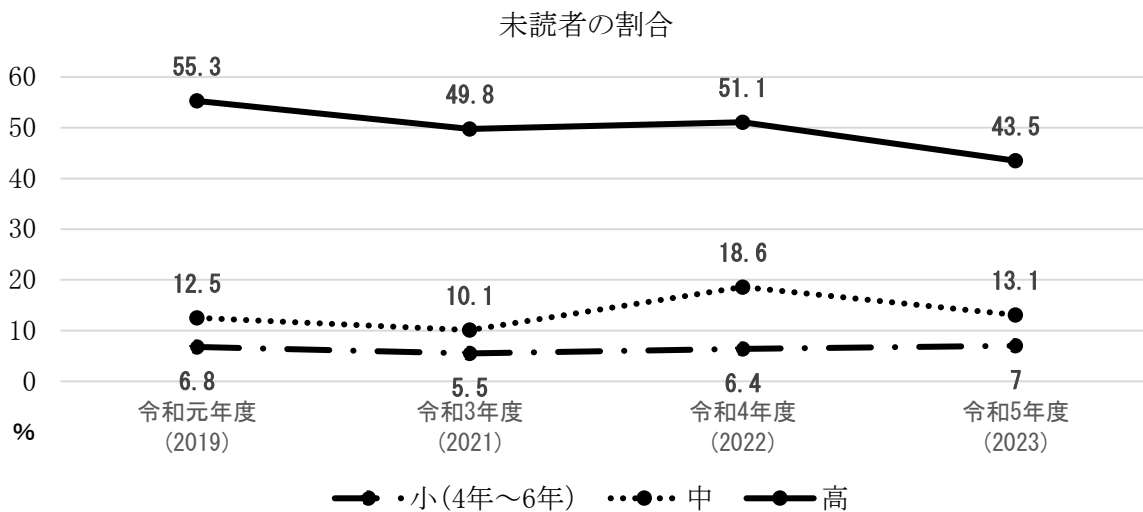
■ 好き □ どちらかといえば好き □ どちらかといえばきらい ■ きらい

(3) 全国小・中・高等学校の児童・生徒の状況

① 1か月間の平均読書冊数 (冊)



② 未読者の割合 (%)



※ 全国学校図書館協議会・毎日新聞社共同調査「学校読書調査」より。
 ※ 令和2(2020)年度は未実施。

2 区立学校図書館の現状

(1) 蔵書冊数(令和5年度(2023年度))

	学校数(校)	総蔵書冊数(冊)	1校当たりの蔵書数(冊)	
			杉並区	全国
小学校	40	495,356	12,384	9,965
中学校	23	254,444	11,063	12,244

※全国の統計は全国学校図書館協議会「2023 学校図書館調査」より

(2) 学校図書館での児童・生徒の一人当たり平均年間貸出冊数

(冊)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学校	45.9	49.0	54.1	50.5	48.4
中学校	11.6	12.0	11.2	9.4	9.7

(3) 図書や資料を活用した授業数と学校司書が支援した授業の回数

(回)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学校	20,449	21,353	24,398	24,057	24,008
中学校	2,137	2,235	2,289	2,219	3,021

3 区立図書館の現状

(1) 区立図書館の児童蔵書冊数の推移

図書館名	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
中央図書館	161,537	161,746	163,573	165,179	166,824
馬橋ふれあい	2,513	2,480	2,357	2,290	2,175
永福図書館	31,373	31,723	33,310	33,288	32,623
柿木図書館	29,175	29,919	30,514	29,983	29,726
高円寺図書館	40,277	39,794	40,429	40,869	39,654
宮前図書館	29,980	30,482	30,997	31,009	31,372
成田図書館	31,322	27,994	27,255	27,898	28,183
西荻図書館	40,648	40,651	41,517	42,099	42,551
阿佐谷図書館	38,767	38,433	37,403	37,996	38,287
南荻窪図書館	39,885	40,328	40,659	39,312	39,683
下井草図書館	34,059	33,613	33,870	34,734	35,106
高井戸図書館	34,063	34,397	34,836	35,286	35,451
方南図書館	49,619	49,303	49,088	49,018	48,651
今川図書館	42,308	43,490	37,194	33,524	32,707
合 計	605,526	604,353	603,002	602,485	602,993

※ 中央図書館の蔵書冊数には、団体貸出用を含む。

(2) 区立図書館の児童等への貸出状況

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個人貸出	貸出登録者数	23,870 人	20,451 人	20,034 人	19,364 人	18,847 人
	貸出者数	152,743 人	137,867 人	198,143 人	176,211 人	169,624 人
	貸出冊数	799,798 冊	754,385 冊	1,064,806 冊	955,064 冊	918,272 冊
団体貸出	登録団体数	1,113 団体	1,133 団体	1,120 団体	1,182 団体	1,176 団体
	貸出回数	4,551 回	0 回	4,963 回	5,261 回	5,208 回
	貸出冊数	186,563 冊	169,576 冊	220,969 冊	237,801 冊	229,097 冊

※ 図書サービスコーナー、区民センター図書室を含まない。

※ 団体貸出の実績には、一般を含む。

(3) 図書館行事活動の状況

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
ブックスタートパック 配布数	4,349 パック	3,968 パック	4,064 パック	3,925 パック	3,713 パック
おはなし会	1,056 回	636 回	788 回	1,022 回	1,1223 回
映画会 (児童対象)	26 回	16 回	9 回	30 回	26 回
講演会、講座、人形劇、 こども会	183 回	113 回	125 回	170 回	196 回
ブックトーク	62 回	9 回	45 回	83 回	80 回
図書館見学	35 回	11 回	21 回	34 回	40 回

(4) コンクール事業応募状況

① 図書館で調べる学習コンクール

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学 校	区立学校数	39	31	38	38	38
	応募率	95.1%	77.5%	95.0%	95.0%	95.0%
	応募者数	566	225	362	401	377
中学 校	区立学校数	0	0	1	2	2
	応募率	0%	0%	4.3%	8.7%	8.7%
	応募者数	0	0	9	9	22
高校	学校数	0	0	2	0	0
	応募者数	0	0	8	0	0

② 本の帯アイデア賞

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小学 校	区立学校数	13	14	16	10	15
	応募率	31.7%	35.0%	40.0%	25.0%	37.5%
	応募者数	286	247	400	305	473
中学 校	区立学校数	4	3	3	3	4
	応募率	17.4%	13.0%	13.0%	13.0%	17.4%
	応募者数	80	16	50	86	109
高校	学校数	0	0	0	0	0
	応募者数	0	0	0	0	0

③ 子ども読書の日標語

		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小 学 校	区立学校数	15	11	13	11	15
	応募率	36.6%	27.5%	32.5%	27.5%	37.5%
	応募者数	595	340	422	286	314
中 学 校	区立学校数	4	3	5	6	8
	応募率	17.4%	13.0%	21.7%	26.1%	34.8%
	私立学校数	0	0	0	1	0
	応募者数	243	265	264	533	328
高 校	学校数	0	0	0	0	1
	応募者数	0	0	0	0	1

(5) 地域・家庭文庫の利用状況

(人)

地域・家庭文庫名	所在地	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)
ジルベルト文庫	高井戸西3丁目	722	94	213	293	243
ちいさいおうち文庫	今川3丁目	825	334	225	370	573
バンビぶんこ	高井戸東4丁目	995	282	365	464	551
ポケット文庫	天沼1丁目	234	105	185	97	388
ポプラ文庫	井草1丁目	354	67	180	259	247
このあの文庫	本天沼1丁目	548	239	253	491	451
子どもの本の家 ちゅーりっぷ	下井草2丁目	133	35	43	482	365

4 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成 13 年(2001 年)12 月 12 日法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ど

もの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

5 文字・活字文化振興法(平成 17 年(2005 年)7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵(かん)養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵(かん)養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。
- 4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵(かん)養)

- 第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵(かん)養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵(かん)養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。
- 2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。
 - 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

6 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年法律第四十九号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化(文字・活字文化振興法(平成十七年法律第九十一号)第二条に規定する文字・活字文化をいう。)の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍(雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。)について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。)であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。
- 二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。)の量的拡充及び質の向上が図られること。
- 三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針
- 二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館(以下「公立図書館等」という。)並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるように

するための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等(以下「特定電子書籍等」という。)であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者との連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍(以下「特定書籍」という。)及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者(次条及び第十八条において「出版者」という。)からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講

ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 協議の場等

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

7 杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱

平成 26 年 3 月 24 日

杉教第 12000 号

改正 平成 30 年 2 月 27 日 杉教第 10207 号

令和 4 年 3 月 23 日 杉教第 11086 号

杉並区子ども読書活動推進委員会設置要綱（平成 16 年 5 月 14 日 杉教第 1618 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、杉並区子ども読書活動推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第 2 条 懇談会は子ども読書活動に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

（1） 「杉並区子ども読書活動推進計画」に係る事業に関すること。

（2） その他、子ども読書活動推進に必要な事項

（構成）

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

（1） 学識経験者 2 名以内

（2） 子ども読書活動関係団体から推薦を受けた者 1 名

（3） 公募による区民 3 名以内

（4） 区立小・中学校の図書担当の教職員 2 名以内

（運営）

第 4 条 懇談会は、必要に応じて中央図書館長が招集する。

2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。

3 中央図書館長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者及び関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

4 懇談会は、公開とする。

5 懇談会は、杉並区子ども読書活動推進計画の計画期間において、必要に応じて中央図書館長が開催する。

（庶務）

第 5 条 懇談会の庶務は、中央図書館において処理する。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局生涯学習担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 2 月 27 日 杉教第 10207 号）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日 杉教第 11086 号）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。